

## 西村あさひ法律事務所

## 個人情報保護法：複数企業間での顧客情報等の利用と第三者提供規制に関するポイント

個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2022年10月31日

執筆者：

E-mail✉ [岩瀬 ひとみ](#)E-mail✉ [菊地 浩之](#)E-mail✉ [河合 優子](#)E-mail✉ [村田 知信](#)E-mail✉ [五十嵐 チカ](#)E-mail✉ [松本 絢子](#)E-mail✉ [菅 悠人](#)E-mail✉ [澤田 文彦](#)

## 目次

- I 個人情報保護法：複数企業間での顧客情報等の利用と第三者提供規制に関するポイント／河合 優子、澤田 文彦
- II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート／岩瀬 ひとみ、五十嵐 チカ、菊地 浩之、松本 絢子、河合 優子、菅 悠人、村田 知信

## I 個人情報保護法：複数企業間での顧客情報等の利用と第三者提供規制に関するポイント

## 1. はじめに

企業間では、新規ビジネスの検討・実行またはマーケット開拓等を共同して実施するため、1社が取得した顧客情報等の個人情報を他社にも提供したいとのニーズが日常的に生じている。

当該ニーズに対応するためには、個人情報保護法上の第三者提供規制への対応を検討することが必須であるほか、海外所在の顧客情報や海外企業との取り組みであれば、越境移転規制や海外のデータ保護法制への対応についても検討する必要がある。このように、個別の案件に応じて検討すべきポイントは多岐にわたるが、本稿では、改めて、個人情報保護法における第三者提供規制について、実務上の検討ポイントを概観する。

## 2. 個人情報保護法上の第三者提供に関する規律

顧客の氏名・連絡先・取引先に関する情報(以下「顧客情報等」という)は、例えば顧客名簿のように、特定の個人情報を検索することができる形でデータベース化して保存されることが通常であるため、多くの場合は個人情報保護法上の「個人データ」に該当する(同法 16 条 1 項・3 項)。「個人データ」を「第三者」に提供するためには、原則として、本人が同意の判断を行うために必要かつ適切な情報を提供した上で、あらかじめ本人の同意を得ることが必要である(同法 27 条 1 項柱書)。ここでいう「第三者」は法人単位で考えるため、親子会社・兄弟会社等のグループ企業関係やフランチャイズの関係が存する場合であっても、法人格を別に以上、「第三者」に該当する<sup>1</sup>。また、「提供」は、物理的に提供する場合に限られず、ネットワーク上で個人データにアクセスする権限を与える場合等も含まれる<sup>2</sup>。

従って、顧客情報等を他社に提供するに際しては、グループ企業間で行われる場合を含め、あらかじめ本人の同意を得なければならないのが原則であるが、例えば、既に取得済みの個人情報について、あらためて個別に本人の同意を取得することは必ずしも現実的ではない場合もある。そこで、実務上、「個人データ」に該当しないと整理できるか、あるいは個人データに該当するとしても「第三者」への提供に該当しないと整理できるかを検討することとなる。

<sup>1</sup> 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」3-6-1。

<sup>2</sup> 前掲ガイドライン 2-17。

### 3. 「個人データ」への該当性

#### (1) 個人識別性の有無(氏名等のマスキング)

「個人データ」に該当するためには、前提として「個人情報」に該当することが必要であるところ(同法 16 条 3 項)、「個人情報」とは、「特定の個人を識別することができる」情報であって(個人識別性)、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」ものが含まれる(同法 2 条 1 項 1 号)。

そこで、個人識別性を喪失させ、「個人情報」に該当しないものと整理することを意図して、顧客情報等に一定の加工を施したうえで、他社に提供することが検討されることがある。例えば、顧客の購買データのうち、個人を識別可能とする情報(氏名、生年月日及び市区町村以下の住所等)をマスキングしたり、削除した上で、他社に提供するという場合である。

もっとも、個人識別性の有無は、提供元である法人において、「特定の個人を識別することができる」かどうかによって判断されると考えられているため(いわゆる提供元基準)<sup>3</sup>、その判断に際しては十分に留意が必要である。上記の例で言えば、加工後のデータに顧客 ID(会員番号等)が含まれている場合、たとえ提供先(当該データを受領した企業)においては顧客 ID から特定の個人を識別することができないとしても、提供元の企業においては、当該データと顧客名簿を照合することにより、顧客 ID をキーとして容易に個人を識別することができるため、当該データは提供元において「個人データ」に他ならず、その提供には、原則としてあらかじめ本人の同意が必要となる。

#### (2) 匿名加工情報及び仮名加工情報への該当性

個人情報保護法は、個人情報を加工した結果、個人識別性を欠くために個人情報に該当せず、本人の同意なく「第三者」への提供が可能となる場合として、「匿名加工情報」(同法 2 条 6 項)を規定しているが、これに該当するためには、同法の定める方法によって個人を識別可能とする情報を削除し、復元不能な状態にすることが要求されており(上記の例の顧客 ID のように、他の情報と照合することによって削除された情報の復元を可能とする符号を削除することや、特異な記述等を削除することを含む。(同法 43 条 1 項、同法施行規則 34 条)、その要件は厳格である。そのため、複数企業間のデータ共有の手法として実務上よく用いられる手法とは言えず、(i)当該加工作業自体及び加工・第三者提供時に法令上要求される公表(同法 43 条 3 項・4 項、同法施行規則 36 条・37 条)に要するコストや、(ii)上記の厳格な加工を施すことにより、他社に当該情報を提供する目的自体が損なわれないかといった観点から、慎重な検討が必要になる。

また、2022 年 4 月施行の改正個人情報保護法により、個人情報に対して匿名加工情報よりも緩やかな程度の加工(当該情報自体からは特定の個人を識別不能であるものの、匿名加工情報とは異なり、他の情報と照合すれば特定の個人を識別できてしまう程度の加工)のみを施した「仮名加工情報」(同法 2 条 5 項)という概念が新設されたが、当該情報に関しては、これを作成した企業の内部限りでの分析等の利用が想定されており、「第三者」への「提供」は認められていない(同法 41 条 6 項。なお、仮名加工情報についても、後述する委託及び共同利用の形で提供することは可能である)。

#### (3) 小括

以上からすれば、顧客情報等を他社に提供する際には、当該情報が「個人データ」に該当することを前提とした上で、以下に述べるとおり、「第三者」への提供に該当しない例外への該当性を検討することが、実務的であり所期の目的にも適う場合が多いと考えられる。

### 4. 「第三者」への該当性

個人情報保護法上、本人の同意なく個人データの他社への提供が認められる場合は、以下で議論する各規定に尽きるものではないが、ここでは紙幅の関係から、実務上特に検討の対象となることが多い、(i)委託、(ii)共同利用及び(iii)オプトアウトに絞って検討する。

<sup>3</sup> 「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(案)』に関する意見募集結果」(平成 28 年 11 月 30 日)No.19。

## (1) 委託

顧客情報等を他社に提供することが、「委託…に伴って…個人データが提供される場合」に該当すれば、個人情報保護法上、「第三者」への提供には該当せず、本人の同意を要しない(同法 27 条 5 項 1 号)。もっとも、当該規定が適用されるためには、複数企業間で形式的に業務委託契約書を締結すればよいというのではなく、委託元となる企業が、委託先となる他社に対して、個人データの取扱いに関する業務の全部または一部を委託しているといえる実質が存在することが必要である。典型的な例としては、データの打ち込み等の情報処理や、注文を受けた商品の配送作業を委託するような場合が挙げられるが<sup>4</sup>、実務上は、取り組みの全体像や各社の役割に照らして多角的な検討を行うこともある。

また、委託先は委託元が特定した、「利用目的の達成に必要な範囲内において」のみ個人データを取り扱うことが許容され(同法 27 条 5 項 1 号)、(i)委託先が自社や他の事業者のために当該個人データを取り扱ったり、(ii)委託先において他から入手した個人データと突合することは認められない<sup>5</sup>。従って、当該制約の下でも、他社に当該情報を提供する目的自体が達せられるかについても留意する必要がある。例えば、個人データの提供を受ける側の企業において、当該情報を活用して当該企業の商品・サービスに関する広告物を送付することが意図されている場合や、初期段階では共同で開発を行うが将来的には各企業が別個独立して顧客情報等を利用することを意図しているような場合は、委託関係があるとは思われず、本規定には依拠し難いと考えられるだろう<sup>6</sup>。

なお、本規定に拠る場合、委託元は委託先に対して、取扱いを委託した個人データの安全管理に関する監督義務を負うため(同法 25 条)、業務委託契約書に適切な条項を設けることを含め、両社間において適切な監督関係を確保することも必要となる。

## (2) 共同利用

一定の企業間で個人データを共同利用する旨、及び共同利用する個人データの項目等の個人情報保護法が定める事項をあらかじめ本人に通知し、または本人が知り得る状態に置いた場合には、当該共同利用者間で個人データを提供することも、「第三者」への提供には該当せず、本人の同意を要しない(同法 27 条 5 項 3 号)。例えば、機能を異にするグループ企業間で分担して顧客に総合的なサービスを提供するために、顧客情報等を共同利用するような場合である<sup>7</sup>。

過去に取得済みの個人データについて共同利用することも可能であるが<sup>8</sup>、共同利用を開始する前に、上記事項を本人に通知等することが必要となるため、実務上は、本人に対する具体的な周知の方法・期間等について検討する必要がある。

また、(i)社会通念上、共同利用者の範囲や利用目的が、本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内であること、及び(ii)当該個人データを取得する際に特定した利用目的の範囲内での共同利用であることが要求されるため<sup>9</sup>、当該個人データの内容や性質等も踏まえて共同利用の可否を判断する必要がある。例えば、当初のプロジェクト参加企業は 3 社に留まるが、将来的に周辺領域の技術に関する別の企業 10 社もプロジェクトに参加する可能性があるような場合、共同利用者の範囲や利用目的が本人にとって通常予期し得るものであるのか、また適切に特定できるのか、慎重な検討が求められるだろう。

なお、共同利用と委託のいずれに該当するかは、個人データの取扱いの実情によって判断されるため、その実態が委託である場合には、本人に通知等する共同利用者の範囲に委託先を含めても、共同利用となるわけではなく、あくまで委託元は委託先に対する上記の監督義務を免れないことにも留意する必要がある<sup>10</sup>。

## (3) オプトアウト

その他、個人情報保護法は、いわゆるオプトアウト制度として、(i)第三者に提供する個人データの項目及びその取得・提供の方

<sup>4</sup> 前掲ガイドライン 3-6-3。

<sup>5</sup> 『『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関する Q&A』7-38、7-41。

<sup>6</sup> 前掲 Q&A7-41。

<sup>7</sup> 前掲ガイドライン 3-6-3。

<sup>8</sup> 前掲 Q&A7-51。

<sup>9</sup> 前掲ガイドライン 3-6-3。

<sup>10</sup> 前掲ガイドライン 3-6-3。

法等の同法が定める事項を個人情報保護委員会に届け出るとともに、本人に通知または本人が知り得る状態に置いた上で、(ii)本人の求めがある場合には第三者への提供を停止する措置を取るものとすることにより、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを「第三者」に提供することを可能とする制度を設けている(同法 27 条 2 項、同法施行規則 11 条 4 項)。

もともと、(i)個人情報保護委員会への届出等の手続や、本人からの上記求めに対する個別の対応が必要となること、(ii)不当な差別・偏見を防止する観点から慎重な取扱いが求められる「要配慮個人情報」(同法 2 条 3 項。例えば病歴)等、一定の個人データには適用できないこと(同法 27 条 2 項但書)に加え、(iii)いわゆる名簿屋による悪用等を背景として、2022 年 4 月施行の改正を含め、要件を厳格化する改正が繰り返されていることを踏まえると、実務上は最終的に選択されないケースも少なくないと思われる。

## 5. 総括

以上のとおり、複数企業間において顧客情報等を利活用するに際しては、個人情報保護法上の第三者提供に関する規律とその例外を把握した上で、個別の事案に即して、これを適切に活用することが不可欠と考えられる。本稿が実務の現場において、こうした課題に取り組まれている皆様にとって対応の一助となれば幸いである。

## II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

### 1. 米国

米国司法省は、2022 年 10 月 3 日、Clarifying Lawful Overseas Use of Data Act(CLOUD Act)に基づいて 2019 年に締結された米英行政協定が同日発効した旨を[発表](#)した。同法は、捜査機関が、企業が国外に所在するサーバに保存しているデータの開示命令等を行う際の手続きを明確化した法律であり、この米英行政協定では、米英間において、一方当事国の当局から他方当事国のサービスプロバイダ等に直接、重大犯罪の捜査に必要なデータの提出を求めるための手続き等が定められている。

### 2. カナダ

ケベック州において、2022 年 9 月 22 日より、昨年成立した個人情報保護法の改正法(Bill 64。[当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2021年10月27日号](#)参照)のうち、(i)個人情報の漏洩事故等が発生した場合の報告義務、(ii)事業者における個人情報に関する責任の所在の明確化(原則として当該事業者の最高責任者が個人情報保護に関する責任を負うが、その全部または一部をプライバシーオフィサーに委譲することができる)及び(iii)生体情報を本人確認に利用する企業の当局への事前申告制度に関する規定が施行される。その他の規定は 2023 年 9 月 22 日または 2024 年 9 月 22 日より施行される予定である。

### 3. 中国

2022 年 9 月 14 日、「ネットワーク安全法」の改正に関する決定(意見募集稿)が公布された。本改正は、同法と新たに実施された他の法令との間の連携・協調を行い、法律責任に関する制度を整備し、個人・組織のサイバースペースにおける合法的権利・利益を保護し、国家安全及び公共利益を維持することを目的としている。本改正は、主に、(i)ネットワーク運用の安全に関する一般的な規定に違反する法的責任に関する制度を整備し、(ii)重要な情報インフラの安全保護の法的責任に関する制度を改正し、(iii)ネットワーク情報セキュリティの法的責任に関する制度を調整し、(iv)個人情報保護の法的責任に関する制度を改正するものである。

2022 年 9 月 1 日の「データ越境安全評価弁法」の施行を踏まえ、「データ越境安全評価申告ガイドライン(第一版)」が、同年 8 月 31 日に公布され、同年 9 月 1 日に施行された。同法は、中国国内でビジネスを行っているデータ処理者が重要なデータの越境移転をする場合又は重要な情報インフラ業者若しくは 100 万人以上の個人情報を処理するデータ処理者が個人情報の越境移転をする場合等の一定の条件にあてはまる場合、その越境移転に関するセキュリティ評価を国家インターネット情報弁公室に提

出することを要求している。データ処理者は、セキュリティ評価の提出の前に、自己評価を実施しなければならず、本ガイドラインでは、そのテンプレートを提供している。また、本ガイドラインは(i)データ処理者が中国国内の事業により収集または生成したデータを国外に移転または保管する場合、(ii)データ処理者により収集または生成されたデータが中国国内に保管されているものの、海外の機関、組織、個人が当該データを検索、取得、ダウンロードまたはエクスポート可能である場合、(iii)その他国家インターネット情報弁公室が越境データ移転行為と定義した場合、が越境データ移転になると定義している。

2022年9月14日、「情報安全技術 ネットワークデータ分類分級要求」の意見募集稿について意見を募集する通知が公布された。本要求は、「データ安全法」第21条のデータ分類分級保護制度を実施し、徹底させさせることで、全国統一のデータ分類分級規則の欠如による、関連国家データ安全制度及びデータ分類分級保護要求の実現が困難となっていることを解決することを目的としている。本要求は、データ分類の基本原則、分類方法、分類枠組み及びデータ等級の決定方法等を定めている。

## 4. 欧州

米国政府は、2022年10月7日、米国と欧州との間で Privacy Shield に代わる新たな十分性認定を、枠組みを構築するための前段階として、米国の情報機関による個人データの収集を制限し、情報収集に関する監視を強化するための [新たな大統領令](#) を公布した。この中では、情報機関による情報収集が適正な範囲内でのみ行われるための制限が定められるとともに、情報機関による情報収集について Privacy and Civil Liberties Oversight Board による監督を受けること、及び米国政府が認定した国の国民であって情報収集に違法性があると考える者が独立した裁判機関である Data Protection Review Court への申立てを行うことができること等が定められている。

欧州連合司法裁判所の法務官は、2022年10月11日、GDPR 違反による損害賠償請求について定めた GDPR82 条の解釈をめぐってオーストリアの裁判所から申立てられた先決裁定に関して、GDPR 違反があった場合に直ちにデータ主体が管理者に対して損害賠償を求められるわけではなく、損害賠償が認められるためには、実際に有形または無形の損害が生じたことが認定される必要があるとの [意見](#) を示した。かかる意見は、GDPR の下での違反に伴う今後の集団訴訟の在り方に影響を与える可能性がある。

## 5. シンガポール

シンガポールでは、2022年10月1日付で個人情報保護法の制裁金に関する改正法が施行された。従前の規定では、制裁金の上限が100万シンガポールドル(約1億円相当)とされていたのが、新たに施行される規定では、シンガポール国内の年間売上高の10%または1,000万シンガポールドル(約10億円相当)のいずれか高い方が上限となる。

## 6. インドネシア

インドネシアでは、2022年9月7日に国会にて承認されていた個人情報保護法が、2022年10月18日付で正式に公布・施行された。同法には2年間の移行期間が定められている。

## 7. タイ

タイでは、2022年9月29日、個人情報保護委員会がパブリックコメント募集のために越境移転に関する通知(下位規則)の草案を公表した。同草案は、越境移転を実施するための措置として、Binding Corporate Rules(BCR)や標準契約条項等による適切な保護措置を定めている。

## 8. アルゼンチン

アルゼンチンのデータ保護当局である情報公開庁(the Agency for Access to Public Information)は、2000年に制定した個人情報保護法 No.25,326 を改正する法案を公表し、2022年9月30日まで意見募集を行った。本法案では、クラウドコンピューティング、バイオメトリクス及び遺伝子データ等、近時の問題に対応するとともに、越境移転の範囲拡大や、データ漏洩時の48時間

以下の当局宛通知義務等が定められている。

## 9. ブラジル

ブラジルデータ保護局(ANPD)は、個人情報保護法(LGPD)の未成年者(12歳未満の児童及び12歳から18歳の青少年を含む)の個人情報の処理に関する規定(14条)に関して、公的機関、学者、プライバシーに関する専門家及び市民社会代表の間で解釈の相違が生じている問題を解決するために、2022年9月8日から同年10月7日にかけて意見募集を行った。ANPDは、提出された意見をもとに、ガイドラインを作成し、場合によりLGPDを改正する予定である。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 